

～ よりよい学校生活を送るために ～

福山市立中央中学校

本校は、校区内の3小学校と連携し、生徒が安全で自主的、自律的に充実した学校生活をおくるために、保護者、地域とともに、3つの行動規範「時間を守る」「あいさつをする」「きれいにする」をはじめ、「凡事徹底」（当たり前で平凡なことでも、継続することですぐれた成果が得られる）を大切にした教育活動を進めています。

生徒たちが生活していく上での基本的な約束は次のとおりです。

<学校生活に関すること>

(登下校)

- 8時20分には教室に入り、提出物を集配班に提出する。8時30分より遅く教室に入った場合は遅刻となる。
- 完全下校の時刻は、17時とする。なお、一斉退校日や大会前等は弾力的に運用する。
- 自転車通学は、許可された者のみとする。2019年度入学生からヘルメット着用を義務とする。(休日や長期休業中の部活動等では、交通ルール・マナーを守る者に限り自転車通学を認める。)

(授業)

- 始業のチャイムにより授業を始め、終業のチャイムにより授業を終える。そのために、始業のチャイム2分前までに授業場所で席に着く。

(持ち物)

- 学校生活で必要のないものは、学校に持ってこない。
- 必要に応じて、水筒でお茶または水またはスポーツドリンクを持参する。(ペットボトル不可)

(欠席・遅刻・早退)

- 欠席・遅刻・早退する場合は、保護者から学校へまたは学校から保護者へ連絡する。

(服装・身だしなみ)

[制服(Aタイプ)]

上着、ズボンとも標準型とし、ズボンは黒色の学生ズボンとする。シャツの裾はズボンの中に入れる。

<冬服>

- ・ 黒色の詰め襟学生服の上着にズボンとする。
- ・ 上着の袖口は切れていないもの、上着の裏地は無地で黒色とする。詰め襟の襟幅はレギュラーサイズ(3.5cm~4cm)、袖ボタンは2個のものとし、中央中学校規定のボタンをつける。
- ・ 上着の下には、白色のカッターシャツ又は白色のポロシャツを着用する。
- ・ ベルトは黒色のみとし、派手な柄や不必要に多くの穴のないものとする。

<夏服>

- ・ 白色のシャツ(カッターシャツ、開襟シャツ又はポロシャツ)にズボンとする。

[制服(Bタイプ)]

上着、スカートとも標準型とし、スカートはおっかけひだのポケット付腰スカート(ひだ数は24)、長さは膝が隠れる程度とする。

<冬服>

- ・ 本校規定のセーラーカラーの上着にスカートとする。
- ・ 上着の胸当は本校の校章が刺繍されているものとする。
- ・ ネクタイは白色で、ネクタイ通しを通す。

<夏服>

- ・ 白色のシャツ(オーバーブラウス又はポロシャツ)にスカートとする。

[防寒具]

- ・ 上着の内側に防寒具としてセーター・ベスト等を着用しても良いが、制服からはみ出すような着方をしたり、制服を着ず着用したりしない。
- ・ 登下校時、防寒具を使用・着用してもよい。

[靴下]

- ・ 白色、黒色又は紺色を基調とする。(ライン、ワンポイントは可。くるぶしソックスは不可)

[名札]

- ・ 校章入りのネームプレートを左胸に付ける。

[頭髪]

- ・ 脱色・染色、パーマ等は禁止する。
- ・ 極端な髪型にしたり、ワックス等で固めたりするなど、中学生にふさわしくない髪型をしない。
- ・ 肩にかかるような長い髪はくくる。
- ・ ヘアピン・ゴムの色は、黒・紺・茶とする。

[化粧・装身具等]

- ・ 化粧はしない。(薬用のリップクリーム等は可)
- ・ イヤリング、ピアス、指輪等をつけない。

[靴、上履き]

- ・ 通学靴は、白色の運動靴とする。
- ・ 体育館では、規程のシューズを使用する。
- ・ 上履きは、在校生は本校規定のスリッパ(学年別に色を指定)またはシューズとする。2020年度入学生からは、シューズとする。
- ・ 部活動で使用する靴は、顧問の指示による。活動時のみ使用する。

[カバン、バッグ]

- ・ カバンは、本校規定の物とする。
- ・ サブバッグを使用しても良い。ただし、サブバッグのみの使用はできない。サブバッグの大きさは、個人ロッカーに入る大きさとする。

[その他]

- ・ ケガや病気など特別な理由がある場合、一定期間異装を許可する。
- ・ 許可無く異装(頭髪の脱・染色や、私服での登校等)をした場合、その場で改善できないものは保護者に来校を求め改善をお願いする。

(部活動)

- 部活動への加入は、生徒の判断による。
- 部活動の変更を希望する場合は、本人、保護者、担任、旧顧問、新顧問と相談する。
- 活動時の服装は、文化部は制服または体操服とする。また、運動部は体操服または部で統一された服装とする。
- 部活動規程が守られなかった場合は、顧問と部活動担当者とか相談のうえ、一定期間奉仕活動等を行う。

<校外生活に関すること>

法律や社会のルール・マナーを守り、中央中学校生徒としての自覚を持ち行動する。

- 次に挙げる行為は、法律に反する行為であり、校内外を問わず絶対に行ってはいけない。

| |
|---|
| 万引き・窃盗、飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力行為、器物損壊、いじめ、無免許運転、火遊び、ゴミの投げ捨て 他 |
|---|

- 地域の方に積極的にあいさつをする。
- 保護者同伴でない場合、飲食店、ゲームセンター、カラオケボックス等への出入りをしない。
- 部活動での大会や練習試合に参加するなどの場合を除き、他の学校へは絶対に行かない。
- 友人宅への外泊は禁止する。生徒だけの夜間外出は慎む。
- 事件や事故にあたり不審者を見かけたりした場合は、自身の安全を確保し、警察や学校へ連絡する。
- アルバイトは原則禁止する。